

高浜市いじめ問題対策委員会調査報告書（概要）

1 はじめに

高浜市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）は、高浜市内の公立学校（以下「当該校」という。）で発生したいじめ重大事態について、高浜市教育委員会（以下「市教委」という。）より諮問を受け、調査を行うことになった。

本報告書では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「推進法」という。）第28条第1項の規定に基づき、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査・検証を行うとともに、いじめ防止対策に関する当該校の対応について調査・検証を行った。その際、被害児童（以下「当該児童」という。）の保護者からの訴えや関係者からの聴き取り及び諸資料の収集に基づいていじめの存否について検討し、最後に、いじめ重大事態の再発防止に向けた提言をまとめた。

2 対策委員会の目的

対策委員会の目的は、推進法に基づき、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（以下「ガイドライン」）を参照し、いじめによる重大事態を調査・検証し、再発防止への提言を発出することである。

（委員名簿）

| 氏名 | 職名 | 分野 |
|-------|--------------|-------|
| 鈴木 庸裕 | 日本福祉大学 | 社会福祉士 |
| 高橋 直紹 | 愛知県弁護士会 | 弁護士 |
| 萬屋 育子 | NPO法人CAPNA理事 | 学職経験者 |

3 調査の方法

対策委員会は、市教委から基本調査の報告・記録や諸資料を受領し、本調査の方針や方法を確認し、保護者面談において対策委員会委員との顔合わせ及び本調査の方針や方向性についての話し合いを行い、保護者から了解を得た。

その後、当該校の教職員、市教委関係者、保護者等への聴き取り調査を行った。また、それぞれへの資料提供依頼や文書による照会を実施して諸資料を確保した。

なお、関係する児童からの聴き取りについては、対策委員会としては実施しなかった。当該児童は、調査実施時登校できており、十分とはいえないまでも、当該児童について学校環境の問題は一定程度解消されている段階であるといえた。このような状況を優先し、当該児童を含む関係児童への聴き取り調査による当該児童を含む関係児童への負荷・負担、環境の変化を避けることが賢明であると判断したからである。

4 調査の経過

対策委員会の活動は以下に示すとおりである。

| 日 時 | 対策委員会 | 内 容 |
|--------------------|---------|----------------------|
| 令和5年5月 | 第1回 | 市教委からの報告（諮問） |
| 令和5年6月 | 第2回 | 聴き取り調査 調査内容・調査対象の検討 |
| | 第3回 | 当該児童保護者聴き取り |
| 令和5年7月 | 第4回 | 教職員聴き取り内容の検討 |
| | 第5・6回 | 教職員聴き取り |
| 令和5年8月 | 第7回 | 教職員聴き取り調査の検討と今後の活動方針 |
| 令和5年9月 | 第8回 | 調査内容の検討 |
| 令和5年10月 | 第9回 | 児童A保護者聴き取り |
| 令和5年10月 ～令和6年1月 | 第10～13回 | 調査内容の検討 |
| 令和6年1月 ～令和6年5月 | 第14～20回 | 調査報告書の作成 |
| 令和6年5月 | 第21回 | 保護者との面談 |

5 諮問事項

- (1) 本事案についての事実解明について
- (2) 重大事態への該当について
- (3) 重大事態認知に至るまでの学校及び市教委の対応について
- (4) 同種の事態防止のために、学校及び市教委の課題と再発防止策について

6 「いじめ」の存否と重大事態

(1) 問題となっている行為

当該校あるいは市教委が直接当該児童から訴えを聴き取れているわけではないが、当該児童の保護者がいじめであると訴えている行為は、

- ① 当該児童が、児童Aを含む数人が児童Cを蹴ったところを目撃したり、児童Aと共に下校中、児童Aが「児童Cが卒業するまで暴力を振るう」という発言をしたことを聞いたりした。（これらを目撃したり耳にしたりしたことで、当該児童は恐怖を感じ、学校に行けなくなったと訴えている。）（以下「①事案」という。）

<確認できる「いじめ」の有無について>

○①事案のうちの前半部分、「児童Aを含む数人が児童Cを蹴ったとされる件」については、実際に児童Aを含む数人が児童Cとトラブルになり、お互いに手や足を出すようなジェスチャーをしたというのは事実のようである。

○①事案のうちの後半部分、「児童Aと共に下校中、児童Aが「児童Cが卒業するまで暴力を振るう」という発言をしたこと」については、当該児童からの直接の聴き取りはできておらず、いじめの存否に関する評価はなく、実際にあったともなかったとも断言はできない。

- ② 当該児童が児童A宅に遊びに行った際、児童Aに「児童Aが4月から9月に学校でやっていたことを児童Aの母に伝える」と話したところ、児童Aが当該児童の口を押さえ、「言わないで」「言ったら殺す」などと言った。(以下「②事案」という。)

<確認できる「いじめ」の有無について>

○②事案について、当該児童からの直接の聴き取りはできておらず、児童Aは前記のような言動はしていないと述べる。これらを前提としたとき、対策委員会としては、この件が実際にあったと認めることはできない。ただし、なかったとも断言することもできない。

- ③ 当該児童がトイレに行った際、児童Aが当該児童に対し中指を立てた(以下「③事案」という。)

<確認できる「いじめ」の有無について>

○③事案について、当該児童がトイレに行った際、先に児童Aがトイレに行っていたことは児童Aも認めている。しかし、当該校の聴き取りにおいて、児童Aは、トイレに入ってきた当該児童に対し中指を立てていないと述べている。この点においても、当該校は当該児童から直接聴き取りはできていない。このような状況においては、③事案が実際にあったと認めることはできないが、かといって、なかったとも断言はできない。

- ④ 当該児童と当該児童の父がいるのを見た児童A及び児童Dが二人を指で指した。(以下「④事案」という。)

<確認できる「いじめ」の有無について>

○④事案について、最終的に児童A及び児童Dがこれを認めている。

(2) 事実関係について結論

当該児童が、児童Aを含む数人が児童Cを蹴ったところ(実際は児童Aを含む数人が児童Cとトラブルになり、お互いに手や足を出すようなジェスチャーをしたこと)を目撃した件(①事案のうちの前半部分)並びに当該児童及び当該児童の父に

児童A及び児童Dが指で指したという件（④事案）については、文部科学省の定義によれば、「いじめ」に該当すると評価できる。

そして、当該児童は、抑うつ気分を伴う適応障害との診断がなされていることから、重大事態が発生していると評価できる。

しかし、上記二つの「いじめ」について単独で見ても、あるいは両者を合わせて考えてみても、社会通念上、これらの「いじめ」により「重大事態」が発生したと評価することは困難である。

7 当該校の教職員の取り組みとその評価

(1) 学校におけるいじめの認知

高浜市いじめ防止基本方針のいじめの定義に照らし合わせれば、学校におけるいじめの認知は遅かったと言わざるを得ない。

(2) いじめへの事後指導

① 当該児童の母からの相談は続いたが、教頭、学級担任とも当該児童からの聴き取りをせず、当該児童の母からの相談のみで児童Aや他児童の聴き取りを始めている。まず、当該児童に十分にその時の状況や気持ちを聴いた後に児童Aや他児童の聴き取りをすべきであった。また、児童Aや他児童から聴き取りした内容についても当該児童に直接伝えるべきであった。当該児童の思いを汲み取り、不安が軽減できたのでないか。

② 授業の年間計画に「いじめ防止授業」が入っていること、校長自らが児童、教職員に「いじめ」について話しかけたことは評価できる。しかし、いじめがあると訴え苦痛を感じて学校に通えない児童が実際に存在している状況下では、学校という組織を挙げて教職員の研修、子どもたちへの指導等に外部の専門家を入れるなど工夫を凝らしていじめ防止、いじめの早期発見・対応に努めるべきだったと思われる。

(3) 校内委員会の取り組み

① 今回の事案はまさに「いじめ・不登校」事案であるが、当該児童の母の相談対応に迫られ、「いじめ問題」としての認識が遅れた。市教委への報告以降も委員会は立ち上がっておらず、担任と管理職が全て対応している。いじめ・不登校対策委員会を立ち上げ、当該委員会を中心に教職員の知恵を集めて対応していたら当該児童の学級担任の負担は軽減されていたかもしれない。

② 校内のいじめ・不登校対策委員会として生活アンケートから得られる結果をいじめの早期発見、早期対応に役立つような取組が求められる。

(4) 保護者への対応

① 「いじめがあったかなかったか」だけが問題とされたが、母の訴えの背後に「わ

が子がいじめで学校に行けなくなるのではないか」という不安があったように思われる。そのような母の気持ちに寄り添い、母の気持ちの背後にあるものへの気づきが足りなかったと思われる。

- ② 学校は、当該児童の母の同意を得たうえで医療機関に連絡・連携していれば、暴力的な言動を見聞きして不安となり、不登校となっている当該児童が、どうしたら学校で安心して過ごせるか、教師の関わり方の工夫などについて助言を得ることができたのではないか。「発達障害」「聴覚感覚過敏」などいろいろな特性を持つ児童が在籍している。このような特性を持つ児童について教職員の研修が必要である。
- ③ 児童Aの母の「当該児童の症状を教えてほしい」という要望に教頭が返答している。個人情報を守る意識が欠如していると言わざるを得ない。個人情報保護についての研修も必要である。
- ④ 学級担任任せにせず、常に組織として複数の職員での対応が必要であったと思われる。
- ⑤ 学校には、いじめの加害者、被害者となった子どもの関係を修復し、子どもたちの保護者同士の関係もつなぎ直す努力が求められる。当該校の教職員が情報を共有し、協働するのに加えて外部の専門家の力も取り込んで「いじめで困っている子ども、困っている保護者」に対応していく必要がある。

8 市教委の対応とその評価と課題

(1) 保護者からの相談や要望をめぐる対応

① 保護者とのかかわり

保護者と市教委との直接的なかかわりは母親からの「区域外就学」申請の問い合わせにはじまる。応じた担当指導主事は、いじめを事由とする区域外就学であることが確認された場合、受理される可能性があることを伝えた。その後、担当指導主事が当該校に聴き取りを行い、教頭から「当該児童の訴えを裏付ける事実の確認できなかった」という回答を得た。

② 出席停止の申出にかかわって

上記①の翌日、母親が市教委を訪れ、担当指導主事が対応した。冒頭、当該児童の区域外就学をめぐる話からはじまったが、転校を強く望むというよりも児童Aの出席停止措置の要望が母親からなされ、あわせて児童Aによる当該児童へのいじめ事案の全容及び学校・教職員の対応を確認してもらいたいとの要望が出された。担当指導主事は、児童Aの行為が「性行不良の繰り返しによる教育の妨げがある」ものではないこと、そして、出席停止措置には懲戒や処罰という側面はないことを示した。

担当指導主事は、母親が当該児童の登校「負担」を行っていることから、市教委のスクールソーシャルワーカーによる登校支援提供の可能性を母親に提案した。ただ、当該校によるいじめ事案としての認識や具体的な対応については明確に示されていない。

③ 区域外就学申請の取下げ

同月、当該校の教頭より「母親がほっとスペースの利用に前向きなこと、一旦、区域外就学の手続きは保留したい」旨の報告が市教委にあった。翌日には当該児童及び保護者とほっとスペース職員との面談が行われ取り下げられた。

なお、区域外就学の申請に関わる経緯の中で、同月の願書記入の際、「申請事由があらかじめ指示されていたこと」への異議申立てが父親からあり、それを受け担当指導主事は謝罪を行った。

④ 当該校からの報告とその受理

同月、市教委は、当該校に「一連のことについて再度調査を行いそのまとめを提出すること」及び「安心して当該児童が登校できる環境づくりを具体的に保護者に伝えること」を指示した。また、ほっとスペース担当職員とスクールソーシャルワーカーと情報共有を行い、スクールソーシャルワーカーを派遣した。

(2) いじめ重大事態として取り扱うことの要望を受けて

① 再びの出席停止の要望とともに

市教委は、母親より、児童Aに対して出席停止措置がとれないかどうか、そしていじめ重大事態として取り扱うこと(要求)の連絡を受けた。市教委では、教育長、主幹、グループリーダー及び指導主事が協議し、西三河教育事務所に報告・相談を行い、地区のスクールロイヤーからも助言を得た。その結果、市教委は推進法及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、「重大事態が発生したもの」とする決定を行った。市教委はその決定及び第三者委員会の設置について市長に報告した後、当該校にもその旨を伝えた。

ただ、当該校は、この連絡を受けていじめ重大事態の認識をしたといえる。教職員が児童らの行為の現場を確認していないこと、家庭内での出来事(学校管理下以外)であること、当該児童からの聴き取りができていないこと(当事者が認めていないこと)、被害とされる児童から話が聞けていないことなどを理由として、いじめ重大事態という認識は持ち合わせていなかった。したがって、市教委から当該校への働きかけも消極的であったとみられても致し方ない。

市教委は、母親に対し、出席停止措置は行わないこと、いじめ重大事態として「認知すること」、「第三者委員会による調査を行うこと」を伝えた。出席停止措置を行わない理由の詳細は、文科省「出席停止制度の運用のあり方について(通知)」、いじめ重大事態については文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライ

ン」の文言をもとに説明した。

② 第1号重大事態なのか、第2号重大事態なのかの問い合わせ

主幹は、第2号とし、以前の申し立てを受けた時点でこのことを伝えた。その後、児童精神科クリニックへの通院（診断書発行）に及ぶ状況があったことを考えると、第1号か第2号かという当該児童の母親からの問い合わせに対し、第2号とする市教委の判断には、ややその熟慮と経過説明が十分であったとは言えない。

(3) 市教委の対応をめぐる課題

① いじめ重大事態の判断をめぐる姿勢について

保護者の申出にあるように、診断書の提出を受けた時点も勘案すると、不登校重大事態としてよりも、適切な時期に第1号重大事態として受け止め、検討する姿勢が求められた。

② 迅速な基本調査の実施と市教委からの学校支援をめぐって

本事案では、いじめ重大事態の判断や決定が市教委主体でなされた。重大事態に該当するかどうかは学校と学校設置者との協議や報告・相談を経るものとされるが、仮に30日の欠席期間を目安とする第2号重大事態として捉えたとしても、この期間に到達する以前に当該校と何らかの協議が求められるものである。

当該校では、客観的な調査がなされず、いじめに該当するという判断をめぐる組織的な意思決定の行為もなされた形跡は脆弱である。

③ ほっとスペースなどの提案

本事案では、ほっとスペースや校内での居場所をめぐる活用とそれらの体制づくりなども適切に考えるべきであった。

④ 診断書の取り扱いについて

この診断書を保護者が当該校に提出したのは令和5年1月であり、市教委には同年3月に提出された。

市教委は、診断書を受け取った時点で、診断書の文面の分析や保護者への問いもなく、書面の受理という行為にとどまっていたと思われる。

9 再発防止に向けた提言

(1) いじめを主観的（精神的）苦痛から理解し対応する

当事者が苦痛を抱いた場合、教師や保護者はそれを認知し見守りや会話を継続すること

(2) 児童や保護者との日頃の会話を見直す

- ① 児童や保護者の多様なニーズを理解する
- ② 指導（謝罪）の前に子どもの声を聴くことを徹底する
- ③ 他の児童の協力を得ていじめの問題解決に至ること

(3) 保護者に寄り添う

- ① 保護者の抱える苦悩や不安に寄り添う
- ② 学校と保護者が真の協力者となる
- ③ 保護者間の関係修復への視点を持つ

(4) いじめに対する教職員の組織的対応の在り方を再考する

- ① 学級担任だけに任せがちな対応を変えていく
- ② 複眼的なアセスメント体制を充実する

(5) 医療機関の連携と協力意識を高める

医療機関を受診している児童については、日頃から保護者とともに主治医等との連絡や相談等を行い、助言を請う

(6) 市教委に求められるいじめ防止対策への点検項目

- ① 生徒指導提要（改定版）の活用と周知を行う
- ② 高浜市いじめ防止基本方針及び諸学校の基本方針の充実や改訂を行う
- ③ 校内の居場所やほっとスペースの有効な活用を模索する
- ④ 日々の記録や資料の取り扱いについて当該校任せにしない
- ⑤ 医療・福祉・心理・法律の専門家からの協力を得ながら、学校における児童の心理的情緒的問題への対応やいじめ（自殺）予防のためのSOSを適切に受け止める教師向けスキルアップ研修を実施する。保護者向けのセミナーなども同様に実施する。
- ⑥ 専門スタッフ（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー）が事後対応のみならず、いじめ未然防止の段階（発達支持的生徒指導）から活動ができるように、その員数増や派遣型から拠点校配置型にするなどの体制整備に努める。
- ⑦ 推進法や条例、市の基本方針などを学校関係者のみならず、児童生徒はもちろんのこと、保護者、地域の関係機関職員等に周知し、いじめ問題解決に保護者や関係者が参加する関係を醸成していく。
- ⑧ 本報告書（概要）を学校関係者に周知するとともに、地域の医療や福祉、司法・警察関係にも情報共有を行い、各領域からの助言や指摘を受ける。

10 再発防止に向けての市内小中学校と市教委の取組

(1) 市内小中学校の取組

- ① いじめ防止対策のための現職研修
 - ・児童生徒理解に関すること
 - ・保護者理解に関すること
 - ・いじめ防止対策推進法に関すること
 - ・いじめの内容に関すること

- ② 「いじめ不登校対策委員会」による組織的対応
 - ・「いじめ不登校対策委員会」を毎月1回以上開催し、事案の情報共有、対応方針の協議
 - ③ 生徒指導提要（改定版）理解の研修
 - ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
 - ⑤ 生徒指導相談員、こころの相談員との連携及び校外支援教室の活用
 - ⑥ 高浜市福祉部局所属の家庭児童相談員や臨床心理士との連携
- (2) 市教委の取組
- ① 市教委主催の委員会による組織的対応の在り方の確認と研修の実施、各関係機関との連携
 - ・定例校長会
 - ・定例教頭会
 - ・高浜市生徒指導連絡協議会（市内小中学校生徒指導担当者）
 - ・高浜市いじめ防止連絡協議会（市内小中学校生徒指導担当者）
 - ・高浜市いじめ問題対策委員会（第三者調査委員会：常設）
 - ・高浜市いじめ問題対策連絡協議会（校長、民生委員、保護司、保護者、警察、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー：各代表）
 - ・管理職等研修会
 - ② 市教委への各種報告様式の見直し・指示と報告内容の詳細な確認
 - ・問題行動に関する月例報告
 - ・長期欠席に関する月例報告
 - ・学校生活アンケート（年2回）
 - ・専用の調査様式を使って、いじめ事案の正確な事実確認
 - ③ 高浜市いじめ防止基本方針及び各校基本方針の充実や改訂